

愛媛県動物愛護センターホームページ広告募集要項

1 趣旨

この要項は、愛媛県動物愛護センター（以下「センター」という。）が管理するホームページのトップページの広告掲載枠の広告主を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 広告を掲載するホームページ

愛媛県動物愛護センターホームページトップページ

URL

<http://www.pref.ehime.jp/040hokenhukushi/250doubutsuaigo/00004415040126/aigo-top.html>

3 募集の内容等

(1) 募集する広告主

3者

(2) 募集広告等の内容

ア 広告の種類 バナー広告

イ 広告の位置 愛媛県動物愛護センターホームページトップページの下部の位置

ウ 枠数 3枠

エ 広告の規格

大きさ 縦80ピクセル・横150ピクセル

形式 GIF（アニメ可）、JPEG

データ容量 8キロバイト以下

画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全角半角を問わず30文字以内

オ その他

- ・ 広告の掲載については、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要項、愛媛県動物愛護センターホームページ広告掲載要領及び愛媛県動物愛護センターホームページ広告掲載基準に従ってください。
- ・ 掲載しようとする広告は、その内容等について掲載前に県の審査を受けなければ掲載することができません。また、センターからの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。
- ・ 広告作成にかかる費用は、広告主が負担してください。

(3) 広告掲載期間

1か月単位

(4) 広告掲載料

1枠1か月あたりの広告料は、3,240円（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

4 広告掲載の申込み手続き等

(1) 申込書提出期限、提出先

提出期限：随時受付（3枠となるまで）

提出先：松山市東川町乙44-7 愛媛県動物愛護センター

(2) 申込書提出等の条件

- ・応募者は、別紙様式による広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を提出しなければならない。
- ・応募者は、申込書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分に押印しておかなければならない。

5 採用者及び広告枠の決定

(1) 前項により申込みがあった場合は、愛媛県広告事業実施要綱第3条及び、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要項、愛媛県動物愛護センターホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）及び愛媛県動物愛護センターホームページ広告掲載基準に基づき審査する。

(2) (1) による審査で、掲載が適当であると認められた者（以下「申込者」という。）が3人以上あるときは、要領第9条の順位に基づき審査する。

(3) (2) により順位の優劣を判断することができないときは、後日、センターが指定する日時に申請者にくじを引かせ、採用者を決定するものとする。

(4) (3) のくじによる抽選に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせ採用者を決定するものとする。

(5) 採用者が、指定の期限までに契約書の取りかわしをしないときは、採用の決定を取り消すものとする。

(6) 広告枠について、その順番はセンターの裁量で定めるものとする。

6 契約書の作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、センターの指示により契約書の取りかわしをするものとする。

(2) 契約書及び契約にかかる文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約者が契約の相手方との契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

7 契約条項

契約書に記載

8 その他

(1) 応募者は、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱、愛媛県動物愛護センターホームペー

ジ広告掲載要領、愛媛県動物愛護センターホームページ広告掲載基準、契約書（案）を熟覧し、遵守すること。

(2) 本件に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された書類等は返却しない。

9 愛媛県動物愛護センターホームページへの広告掲載に関するお問合せ先

〒791-0133 松山市東川町乙44-7

愛媛県動物愛護センター

電 話 089-977-9200

FAX 089-914-5415

電子メールアドレス doubutsuaigo@pref.ehime.jp